

平成20年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 市立四日市病院
 総務課、新病棟整備課、医事課
 3 監査実施期間 平成20年7月15日
 4 監査結果報告 平成20年11月4日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)文書管理について 支払にかかる決裁文書に決裁日の漏れているものが見受けられた。決裁日は支払いの基準日となるので、今後、決裁日の記入漏れがないよう注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項につき回答不要)</p>
--	----------------------

平成20年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 市立四日市病院
 総務課、新病棟整備課、医事課
 3 監査実施期間 平成20年7月15日
 4 監査結果報告 平成20年11月4日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)業務棚卸表による評価について 業務棚卸表に対する自己評価の基準にバラツキが見られる。新病棟増築・既設改修事業の進捗状況や適正な保険請求事務や未収金の回収など達成度を評価する指標の基準を事務局内で検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成21年5月1日 新病棟増築・既設改修事業については、平成21年度中に工事の発注を行うことを目標としており、22年度から工事の進捗が評価の基準となるような指標の設定を検討します。適正な保険請求事務や未収金の回収などの達成度を評価する指標の基準については、目標の設定が適切なものとなるように毎年精査していきます。</p>
<p>(2)医業未収金について 職員一丸となって未収金の整理回収に努力しているが、過年度未収金は毎年増加傾向にある。公平性を欠くことなく、一層整理回収に努めるとともに、不納欠損処理については、債務者の特殊事情などを考慮し十分精査して適切に行うこと。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年5月1日 未収金を未然に防ぐための対策として、家族への高額療養費限度額適用認定などの各種制度の情報提供の徹底を行うとともに、未収金発生後の回収対策として、未収金の文書通知・電話による督促・自宅への訪問を強化します。 今後とも、公平性を確保しつつ債務者の特殊事情を考慮し、引き続き医業未収金の回収に努めます。</p>
<p>(3)委託契約について 病院において、電算業務、施設管理、医事業務、給食業務など各種の委託契約を締結しているが、毎年同額で契約しているものも見受けられる。作業内容や作業人員など委託する業務内容や不用な業務が発生していないのかを精査して、外部委託の効果を検討のうえ、契約金額を抑える努力をすること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年5月1日 委託契約において業務内容の精査などにより契約金額を抑える努力は行っておりますが、同内容で契約するものにあっても契約金額を抑える努力を行っているところです。例えば、医事業務などはそのほとんどが人件費であるため、平成21年度契約においては、経済情勢の悪化などにより賃金相場が下落していることなどを引き合いにして価格交渉を行い契約金額の引き下げにつなげたところです。今後も契約金額を抑えるよう努力をまいります。</p>

<p>(4)職員一人ひとりのコスト意識の醸成について 部門別原価計算を早期に行い、どの部門にサポートが必要か分析する必要がある。また、月次試算表を活用して各診療科の収支状況を分析し、これらの経営情報を有効に活用して、医師、看護師をはじめ、職員一人ひとりのコスト意識の醸成につながるよう努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成21年5月1日 部門別原価計算については、平成20年4月から総合医療情報システムの本格稼動を踏まえ、経営支援システムによる原価計算の開発に取り組んでいます。平成20年12月から収支データ分析処理を試行していますが、現時点においては給与費に係る間接部門職員の各部門への配賦、診療材料費について特定保険医療材料以外の材料費情報の取得、麻酔科・リハビリテーション科等間接的な診療部門に係る費用の配賦、使用頻度の異なる医療機器等の減価償却費の配賦など多くの課題を克服できておらず、運用可能な段階には至っていません。今後は、経営支援システムにおける配賦基準、データ取得内容や方法の改善等に取り組み、実践的に運用できるよう努力してまいります。 経営状況については、月次事業収支実績報告(損益計算書)を作成し、各部門の長で構成される診療会議に資料として活用していますが、現在のところ前々月分を当月に取りまとめ、2か月遅れとなっています。今後は、当月末までに前月分の報告ができるよう努めるとともに、月次貸借対照表作成についても検討していきます。</p>
<p>(5)病院経営の健全化について 地域の中核病院としての高度医療サービスの提供は、健全な経営収支の上にその発展や継続性が保証される。医療スタッフの確保など経営改善計画の進捗管理を確実にし、患者数の減少に歯止めをかけ、医業収入を確保のうえ、単年度収支の黒字化、累積欠損金の解消に向けて一層努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成21年5月1日 平成20年度の入院患者数は166,895人(1日平均457人)、外来患者数は、400,982人(1日平均1,650人)であり、前年度と比較すると、入院患者数は10,165人減少し、外来患者数は31,338人減少した。患者数の減少に歯止めをかけるためには、入院患者については、看護師の確保に努めることにより、7対1看護体制を維持し、安全・安心な医療サービスの提供を行い、稼働病床数の増加を図る一方、外来患者については、外来診察室の増設を行うなどにより、患者数の増加を図ってまいります。 また、入院診療においては、平成20年4月からDPC(診断群分類別包括請求)を導入するとともに、平成20年8月からは7対1看護体制に移行し7対1看護加算を取得したほか、医師事務作業補助加算やハイリスク分娩管理加算等適用を受けるなど取り組んでおり、また、外来診療においては、高い診療報酬が見込めるCAPD(在宅自己腹膜透析)や外来化学療法等の拡大、CT検査の増加等に取り組むなど、収入の確保に努めているほか、経費の削減に努め、単年度収支の黒字化・累積欠損金の解消を図ってまいります。</p>

<p>(6) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務が恒常化している職場が多く、年間360時間を超える職員も多く見受けられる。また、特定の職員に業務の集中が見られるため、各所属長は係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図ること。さらに、職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取り組みに努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年5月1日 時間外勤務の縮減のため、下記のように係間の応援体制、事務分担の適正化、平準化を図ってまいります。</p>
<p>イ 特に、下記の所属にあっては次の事項について検討を求める。 厚生労働省が過労死の労災認定基準として定めた疲労の蓄積の要因となる時間外労働時間の目安としている「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月あたりおおむね80時間を超える」過重な労働の状況が見受けられるため、早急にこれを解消するための対応策を検討すること。【検討事項】 上記対象課～【総務課】【医事課】</p>	<p>【措置済】 平成21年 4月 1日 【総務課】 平成20年11月より調達係配置職員を1名減とし、経理係配置職員を1名増とする職員の配置見直しを行い係間の労働時間の平準化を図りました。また、電話交換委託業務を見直し平成21年4月より総務係配置の電話交換手1名を事務担当職員としました。さらに高等看護学院の閉校により高等看護学院に配置していた臨時職員の担当業務が減少するため、総務係所掌事務の一部を担当するとともに、総務係所管の事務の一部を情報処理係へ移管して、総務係の負担軽減を図っております。</p> <p>【措置済】 平成21年 4月 1日 【医事課】 平成19年度においては、電子カルテシステムの開発、DPC(包括評価会計方式)導入準備のため業務量が著しく増大しました。それらが終了した平成20年度には月80時間を超える時間外労働はなくなっております。</p>